

[月刊]

キャッチ ピース

38

通巻117号/1996.1.20 定価100円

自衛隊の海外派兵を食い止め、大幅軍縮を！
米軍基地を撤去しよう！
反核運動を継続し、核廃絶を！
憲法9条を世界に！
市民による平和政策を提起しよう！
草の根の国際共同作業を進めよう！

見えてきた一つの流れを本流に！

「安保」と「基地」に迫ろう

沖縄から●「代理署名」裁判始まる／強制使用期限
切れに焦る国

民意に背く軍拡計画（1）●「新大綱」と「中期防」

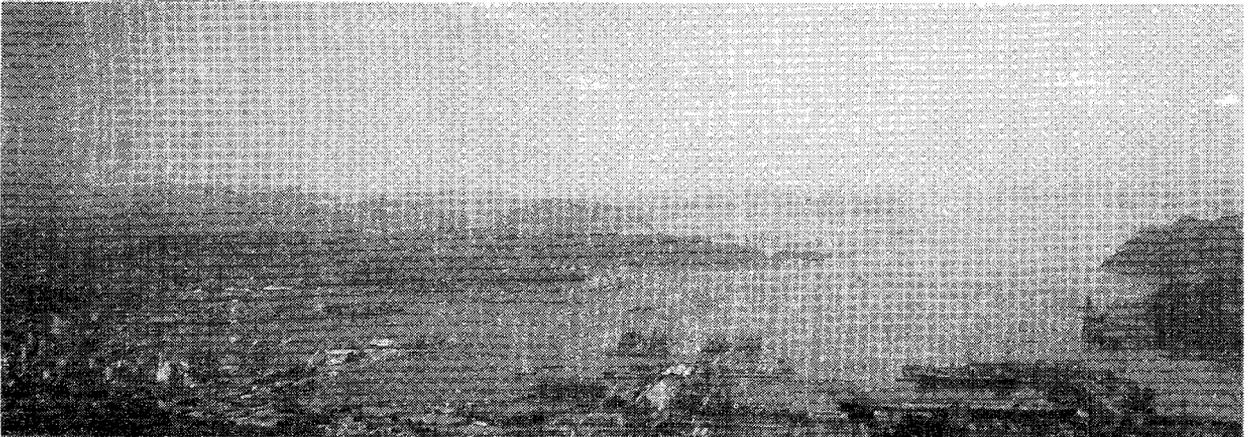
岩国から●地元の内緒で大岸壁計画

95年の原潜●沿岸・大陸棚へ行動海域をシフトか

[検証] 地位協定と市民③「核持ち込み」と「第5条」

沖縄県の地位協定見直し案●全文（下）

弓張山から見た佐世保港。中央の棧橋にはペローウッドが停泊している（95.11.26 山中悦子）



●維持会員（月額） ●参加会員（月額） ●通信会員（年額）
個人1口1000円 個人1口500円 3000円
団体1口2000円 団体1口1000円
〈会費は本誌購読料を含みます〉

脱軍備ネットワーク
キャッチピース

ひとつの流れが見えてきた

敗戦、被爆から五〇年の昨年、米兵による暴行事件を契機とした安保・地位協定の差別性を告発する沖縄の声は、大田知事の代理署名拒否に見られるように安保そのものに肉薄する闘いに発展しました。フランス・中国の核実験に対する国際的な世論も、大きく盛り上がりました。更に年末に起こった「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故で日本のプルトニウム政策は根本的な変更を余儀なくされつつあります。ここには、住民の世論をバックにした自治体の動きが、政府の方針をも揺り動かす兆しが見えつつありと見えています。今年は、その流れをより太いものにして行くべき年です。しかし四月一六日に開かれる日米首脳会談では、日米安保の「再定義」が予定されています。両政府は、安保を「日本や極東の安定のため」から「アジア太平洋地域全体の平和と安定のため」に維持、強化することをうたおうとしています。そのために日本政府は、軍拡そのものである新防衛大綱を定め、二十五兆円にも上る中期防衛力整備計画を策定しました。

交流会風景



ことになって、ここでは省きます。ついで横須賀、横田、岩国、呉、低空飛行など各地の報告を行い、米軍基地の問題点を総ざらいしました。

た。地元マスコミの反響は非常に大きかったです。地元の第二の成果は、佐世保の人たちとの交流です。考えてみると、各地のメンバーと佐世保の人たちが集団で交流するのは初めてのことです。夜はネオン街の近くのポストンクラブで交流会。翌朝は、佐世保の反基地運動の主であった佐々木竹一さん宅を訪問して旧交を暖めることもできました。佐々木さんは、現在は自宅でテレビ中ですが、市民フォーラムの様子を伝えるテレビ映像の中の私たちの姿を見て、指差して嬉しそうな顔をしていました。夜、お電話をしたところ娘さんからぜひ来てほしいとの快諾を得たので、早朝訪ねたところ、ソファアに座って待っていた佐々

キャッチピースの第五回全国会議は、そうした情勢の下、十一月二十五二十六日、佐世保で開かれました。佐世保は強襲揚陸艦ベローウッドの配備で基地強化が進んでおり、沖縄の事件を契機とした米軍・安保への関心の高まりのなかで、時宜にあった会議となりました。

サセボ全国会議の成果

初日は、「沖縄、地位協定、安保を考える市民フォーラム」と題してシンポジウムを行ない、「沖縄から」(伊波洋一氏)、「強化される佐世保基地」(今川正美氏、篠崎正人氏)、そして「安保再定義とはなにか」(梅林宏道氏)の三つの基本提起を受けました。そのあと、SSK佐世保重工業労組の柘植委員長が特別報告し、「SSKの使用するドックは米軍との共用であるが、優先権は米軍にある。従って、基地が強化され、米軍の使用頻度が増えると、SSKは業務に支障が出る。何とか基地に頼らない発展の方向が必要である」と切実な思いを訴え、参加者の共感を呼びました。報告の詳細は、本紙上で順次紹介される

木さんは、肌の色艶もよくとてもお元気そうでした。

地域から在日米軍をチエツク

二日目は、基地、地位協定、低空飛行、軍縮など当面の行動方針を決める論議を昼まで続け、いくつか具体的な確認をしました。

- ① 基地による人権侵害は沖縄だけではな
- いことを具体的に示す事例として、低空飛行訓練を取り上げ、まず訓練空域にある全国の自治体にアンケートをする。
- ② 沖縄の地位協定の全面的な見直し案を参考
- お手本に、各地で市民
- による「見直し案」をつくり、政府に迫っていく。



佐々木さんとの再会

③ 昨春米国 (七ページ下段へ)

今年もよろしく



キャッチピースの人たち ●河村ゆかり

粘り強く 安保と基地に迫る運動を!

96年を迎えて

湯浅一郎
ピースリンク広島・呉・岩国
キャッチピース運動コーディネーター

民意に反して

安保強化の軍拡路線

五年間で一家百万円の負担

青木雅彦 (図表も)
反戦ドタバタ会議 (京都)

村山前首相は先月、「核軍縮を求め二十二人委員会」の会合で、「安保条約は日本が軍事大国になるのを防ぐ安全弁にもなっている」と指摘したそうである(十二月十九日時事通信)。九十年に沖縄海兵隊の副司令官が、冷戦終結後の在日米軍の役割は日本が軍事大国になるのを阻止する「ピン」の蓋であると語ったが、首相も全く同意見ということである。

つまり日本人は、自衛隊への軍事費も増額する一方、「用心棒」の在日米軍にも多額の「思いやり予算」を支出して、自衛隊自身の暴走を食い止めてもらわなければならないということだ。評論家のコメントとしても奇妙だが、これを自衛隊の最高指揮官である首相自らが公の場で語るとは驚くべきことである。もはや日本の文民には自衛隊をコントロールする力はないとも言えるのか。

にされた。十一月二十八日に閣議決定された新しい「防衛計画の大綱」(以下「大綱」と)、十二月十五日に閣議決定された「中期防衛力整備計画」(九六年から二〇〇〇年までの軍事力の規模を定める。以下「中期防」)がそれである。

冷戦時代と変わらぬ「大綱」

まず「大綱」だが、これは日本のいわゆる国防政策の基本方針を定め

新旧「防衛大綱」の主な相違

	旧大綱(76年)	新大綱(95年)
国際情勢	東西関係においては各種の対立要因が根強く存在	東西間の軍事的対峙の構造は消滅し、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠く
東アジア情勢	朝鮮半島の緊張が持続し、近隣諸国も軍事力増強	朝鮮半島における緊張が継続するなど不透明・不確実な要素が残されている
日米安保	(独立した項目として記述なし)	安保を有効に機能させるため、情報交換、共同演習、装備・技術交流、在日米軍支援充実を拡大
侵略対処	小規模な侵略は独力で排除、力及ばぬとき米軍の支援期待	米国との適切な協力の下、防衛力の総合的・有機的な運用で、早期にこれを排除
自然災害への対応	(記述なし)	関係機関との緊密な協力の下、適時適切に災害救援等の所要の行動を実施
国連への対応	(記述なし)	国際平和協力業務、国際緊急援助活動、軍事管理・軍縮に協力
陸自予備自衛官	(記述なし)	一部部隊に即応性の高い予備自衛官を充てる
対潜作戦	対潜水上艦船部隊を常時1個は有する	(具体的記述なし)
防衛装備国産化	適切な国産化につき配慮、	適切な国産化等を通じた防衛生産・技術基盤の維持に配慮

たもので、以前のものは七六年に定められていた。最初の制定以来二〇年近くを経たことと、何より冷戦が終結したことで何年も前から改定の準備が進められてきた。策定の中心になったのは防衛庁の内局(官僚)で、一応連立与党も意見を述べる機会があったが何しろ原案が固まっていたからなので、与党の承認を得て閣議で了承されたという形式を整える以上ではなかった。

その肝心の中身だが、冷戦時代の旧「大綱」とは大きく様変わりかと思うと大違い。別表に新旧「大綱」の比較を作成したが、違いと言ってもこの程度。「もともと旧「大綱」も脅威対応型」でなかった」というのが防衛庁の説明だが、実際には対ソ連極東軍を念頭に置いたものだったことは誰でも知っている。「多数の国が、経済発展等を背景に、軍事力の拡充ないし近代化に力を注いでいる」ことだけでは、現在の態勢を維持する理由にはならない。

旧「大綱」に比べて安保条約依存を一層強めていることも大きな特徴だ。「日米安全保障体制の信頼性の

大綱・中期防・防衛予算を読む 1

向上を図るための「各種施策の充実等」が具体的にあげられている（思いやり予算の拡大など）ことはその表れた。「核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存するものとする」という核抑止への信仰は以前の大綱と同じである。

「中期防」負担は 一家百万円

このように基本方針である「大綱」が依然として冷戦体制の継続であるから、その上に立って五年間の軍事力の規模・装備を具体的に定めた「中期防」が、冷戦対応兵力の維持・継続であるのはむしろ当然である。二十世紀最後の日本の軍事力整備計画の総額は二十五兆千五百億円。他の主要国の同種の計画と異なり、ただただ拡大を続けていくのみだ（図参照）。陸上自衛隊の部隊等は確かに幾分「整理・統合」されるが、これも実数に定員を合わせただけ。1機百二十億円と世界一高価な戦闘機（日米共同開発のF-2）の四七機購入を

盛り込むなど、軍縮の気配すらない。

注意を要するのは次回「中期防」の目玉ともいべき装備が、「今後の検討」に委ねる形で暗黙のうちに導入が示唆されていることだ。アメリカが強く日本に協力を求めているTMD（地域ミサイル防衛網）と空中給油機である。晴れて「保連合」ができれば正式な計画として、これら数兆円から十数兆円（TMDの総額は文字どおり天文学的）の大型発注も承認される。

二百兆円をはるかに越える国債残高に、さらに大量の赤字国債を発行せねばならない財政状況で、一家四人なら百万円の負担になる軍拡計画をどうして政府は承認したのか。一口で言えば政治の不在。官僚（制服組を

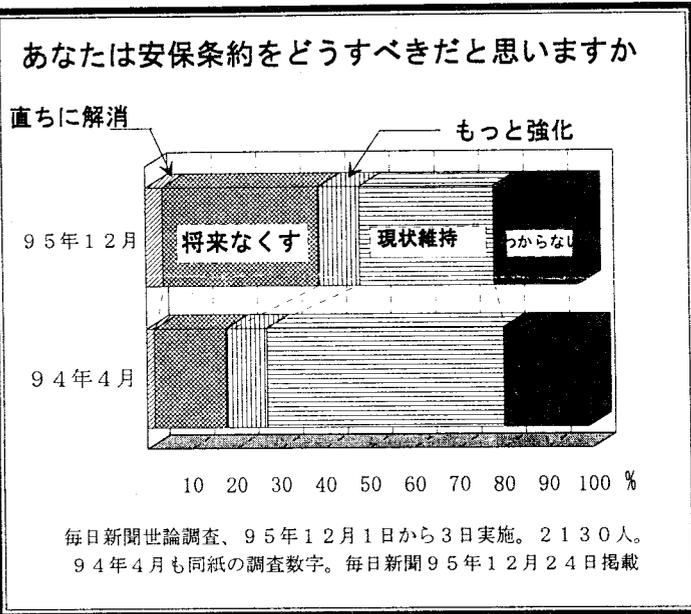
含む）の惰性的軍拡に抗えない政治的展望の欠如のせいだろう。実際官僚の天下り先である軍需産業に対しては、「適切な国産化等を通じた防衛生産・技術基盤の維持に配慮」（「大綱」と細やかな気配りを見せているが、「大綱」でも「中期防」でも、災害救助やPKO以外には何ら新しい任務が提起されている訳ではない。「軍縮」という言葉はあるものの、よく読むとすべてよその国の話であった！

人々の意識に 大きな変化

このように政府というか官僚の視野には安保堅持、自衛隊の発展という従来どおりのヴィジョンしかないが、冷戦の終結に伴う安保体制の矛盾は覆い難い。現象的には昨年9月の沖縄での海兵隊員による少女暴行事件がきっかけだが、安保条約を見る国民の意識は大きく変わった（世論調査グラフ参照）。現在国会では圧倒的多数の政党が「安保堅持」の政

策を掲げているが、国民の意識は堅持派と廃棄派が計三九%ずつで丁度相半ばしている。「安保放棄」は最早「変わり者」の主張ではない。どのようにしてこの民意を実際の政治に反映させる回路を作っていくかが、平和運動の大きな課題にならざるをえないだろう。

◆次号につづく



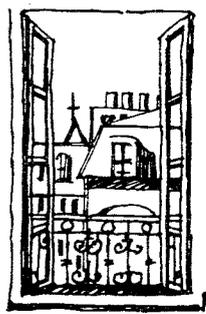
拡大する中期防



(三ページから)
防総省に提出した「基地周辺住民の意見」をアップデートし、日米両政府などに提出する、ことなどです。

会議終了後、弓張山に登り、佐世保基地を一望しました。眼下に米軍、自衛隊の基地群が湾の二等地を占めている現実をまざまざとみせつけられました。佐世保重工の一角にペローウッドが停泊していました。一瞬道路か何かと見間違えるほどの大きさに一同ため息。

冷戦終結後、基地強化がもっともきわだつ佐世保で基地・安保について全国的な視野での会議がもたれた意義は大きかったと思います。在日米軍が住民の人権や生活権を侵してしか存在し得ないという現実を提示し、安保そのもののあり方に迫る状況が見えてきています。佐世保会議を踏み台に、九六年こそ沖縄県以外の地での運動を盛り上げていきたいものです。



沖縄から

沖縄がかわれば、アジア・太平洋がかわる

報告 ⑮

「沖縄から」
「オキナワボイス」
編集委員

伊波洋一
(沖縄中部地区労務局長)

〒901-22
沖縄県宜野湾市志真志517-1
沖縄キリスト教平和センター気付
TEL (098)898-6628
FAX (098)897-6953
郵便振替 鹿児島 2-11249

米軍基地強制使用代理署名訴訟

昨年九月二十八日、大田沖縄県知事が米軍基地強制使用の代理署名を拒否したことに對して、日本政府は九五年十二月七日に村山首相が大田知事相手の職務執行命令訴訟を提訴した。

沖縄で戦後五十年続いている米軍占領状態を継続させるための米軍用地強制使用手続きの手順に沿ったものであるが、沖縄県民に大

きな反発を引き起こしている。以下は、当日の琉球新報に掲載された意見から抜粋。

反戦地主の島袋善祐さん(五九) 容認できない。村山政権の人に優しい政治とは、アメリカに優しい政治のことではないか。

政府がしっかりと土地を取り戻すのが当たり前。提訴は本末転倒だ。人の土地を取り上げることが法で許されるのか。

親泊康晴那覇市長 二十一年余も未解決の那覇軍港問題を例にとっても分かるように、提訴されるべきは沖縄ではなく、これまで基地の重圧に耐えてきた日本側だ。

大田知事には堂々と民主主義の本質を問いつつ、沖縄のチムグクル(肝心=真心)を全国民に訴える歴史的裁判を展開してほしい。

そのためには全県民的な規模でこれまで以上に支える態勢を築き上げる必要がある。

山内徳信読谷村長 首相が知事を提訴したことは、国策とはいえず残念だ。法廷で初めて議論することになり、基地がいかに理不尽な形で五〇年間、県民に押しつけられたかが国民の前に明らかになる。日米両政府を告発する歴史的な機会となる。裁判を通して県民の訴えや願いが実現することを期待する。

職務執行命令訴訟の訴状骨子

【請求の趣旨】沖縄県知事は土地調査及び物件調査に立合人を指名し署名押印させよ。

【請求の原因】沖縄県知事の代理署名拒否は、地方自治法の「国の事務の管理もしくは執行が法令の規定に違反する場合、又は「国の事務の管理もしくは執行を怠る」場合に該当し、土地収用法に基づく使用裁決の申請を適式にすることができず、その結果日米安保条約、地位協定上の義務の履行に必要な土地の使用権原を取得できない。

沖縄県知事の法令違反ないし職務懈怠を放置することにより著しく公益を害することは明らかである。

よって内閣総理大臣は、沖縄県知事が代理署名を行なうべきことを命じる旨の裁判を請求する。

以上の訴状骨子内容は県知事の代理署名が判断事項ではなく義務であるとの国の強硬な姿勢が表れており、強制使用手続きの非民主的で反自治的な面を如実に示しているといえる。

沖縄県は真正面から反撃

沖縄県は国からの提訴を受けて、元沖縄弁

一日平均四百通、日によっては千通もあったという。

強制使用期限切れに焦る国

第二回口頭弁論は二月九日予定であるが、三月三十一日の使用期限切れに焦る国の立場を考慮する裁判所側は二月に集中的に審理する意向と言われ、第一回公判で認めた反戦地主の補助参加を二回目以降は却下するとみられている。反戦地主側は対抗して裁判官の忌避を申し立てた。

国側の「基地の現状維持と安保再定義が公益で、沖縄に基地が集中しているのは地理的条件と財政的条件による」との主張や「日本の公益のために沖縄は我慢すべき」との主張に全面的に反論し、県の立場から公益性を具体的に訴えるために県も知事や市町村長などの証人申請を予定し、全面的に争う姿勢が明確になった。

三月三十一日に期限切れになる読谷村の象の檻(おり)アンテナ内の知花昌一さんの土地では、裁判の進行に合わせて刻々と近づいている開放の日の四月一日にモーアシビ(野原の遊び)の宴が準備されようとしている。エイプリル・フールにはさせないようにしたい。(以上、裁判の途中経過報告でした)

護士会長中野清光弁護士を団長に県外を含む十六名の弁護士を知事記者会見で発表し、正面から争う態勢を整え訴訟方針の検討に入った。そして、県は十二月二十二日の第一回口頭弁論で次のとおり主張した。

【県の主張】米軍専用施設は全国の七五%が国土面積の〇・六%の沖縄県に集中しており、過重な基地負担を強いられている。過去五〇年間に引き続き将来にもわたって存続させられることは到底容認できない。沖縄における米軍基地は憲法の保障する平和的生存権、平等原則、財産権を侵害、違反している。憲法は地方自治を制度的に保障し、これに客観的法規規範性を与えた。知事は、地方公共団体の長として、憲法が保障する人権を実現するため、その事務を処理する法的責務を有する。代理署名拒否はその責務を果たすためである。また、本件根拠法たる駐留軍用地特措法は違憲・無効な立法である。

裁判には、当事者である反戦地主も補助参加を申請して参加し、大田知事の後で有銘政夫違憲共闘会議議長が「生活の場を失われ、私たちはまさに難民。知事が署名できないと言ったの悪いと言うのなら沖縄県は成り立たない」と意見陳述した。



沖縄タイムス「時事漫評」(95年12月7日)

公判当日、裁判所前の公園には早朝から三百名余の支援者が集まり、傍聴券抽選後に大田知事支援の集会が行なわれ、反戦地主や参加者は歴史的な裁判に臨むという高揚した気持ちで顔に出ており、誇りに満ち晴れ晴れと輝いていた。

又、全国から毎日届いている知事を激励する手紙等も公判までに二万八千通を越えた。

基地増強に化けた 滑走路沖合移設

大型艦船用 岸壁も計画

枕言葉は「悲願」
沖合移設の歴史

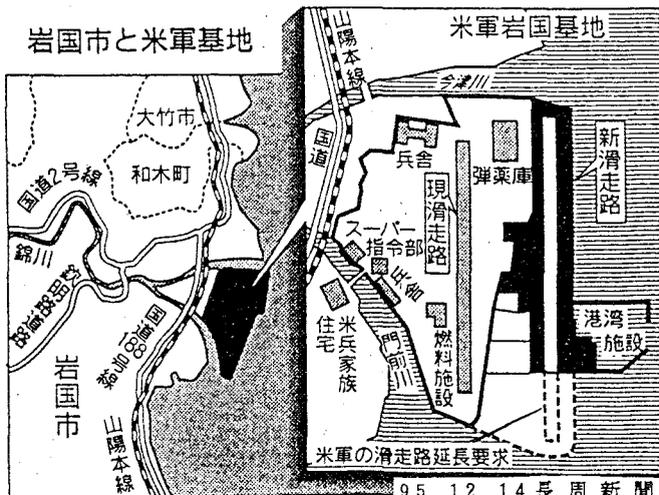
一九六八年六月、板付基地所属ファントムの九州大学構内墜落事故を機に、岩国でも同機種が配備されていたことから移設運動が始まった。当初の市民の要求は他所への移転。しかしいつの間にか「悲願」は沖合移設にすり替えられ、以後二七年間基地撤去運動を封じる手段として政治的に利用されてきた。

実は基地「拡張」、それが問題だ

①基地は一・四倍、跡地返還なし
計画では基地沖約二・五kmを埋め立て、広さは四割増になる。二七年前、沖合移設の甘味は手前1kmの跡地返還だった。予定ではわずか〇・八kmの道路用地のみの返還で、「悲願」の跡地返還とは程遠い。

②地元内緒の「大岸壁計画」

問題の岸壁は、図右下の「港湾施設」内に計画されている。



昨年秋、長さ三六〇m、水深一三メートルの岸壁建設計画が「発覚」。現在の水深約四m、千トンクラスの船しか着けられない港に不自由した米軍は、日本政府に港の建設を再三要求してきた。作戦行動のとれる日本最大級の港ができる事により、新たな艦船を有する部隊の移転、母港化が懸念される。二七〇m位の岸壁でも三三〇mの船が着けられる。ペローウッドやインディペンデンスまで接岸可能となれば格段の機能強化になる。

岸壁問題は九〇〇ページにわたる埋め立て承認願いの縦覧書類書類に紛れ込ませてあり、市職労平和研究所代表の田村順玄市議が発見しなければ表に出なかった。しかも地元への説明は皆無で、国は沖へ出すので当然岸壁の水深は深くなる、一三mの港は機能強化ではないと無責任な言い訳をしている。

③滑走路はB級をにらんだレイアウト
図は二四〇〇m滑走路の平行移設という計画だが、滑走路は計二本になる増設だ。おまけに追加埋立てで三三〇〇mの滑走路にできるレイアウトになっている。米軍はB級滑走路を要求しており、将来B級滑走路ができると嘉手納クラスの滑走路に日本最大級の軍港がセットされたとしてもない基地になる。

④その他の問題点

八三%の干潟藻場の消失や工事による汚染は瀬戸内に生態系に多大な影響を与える。埋立てに関して必要な、し尿処理場や排水樋門に関する岩国市の同意書が添付されていない。基地に飲み込まれる位置にあるし尿処理場の移転先も未定、と問題点、不備は多い。

普天間基地移転 の恐れも

沖合移設が夢物語だった頃は普天間移設説はただの噂だった。基地の移設強化により外堀を埋められる形になり現実味を帯びてきた。現在在日米軍四万七千人を減らさないとというのが日米の了解。返還返還とうるさい普天間を動かしたいが、移転先探しは至難。そんな時基地拡張をしているの岩国は格好のターゲットだ。

米国防総省は、昨年三月の「日米安保報告」の中で、「施設の返還・統合が決まったら適切な場所に同様な施設を提供するのが日本政府の責任」との態度を明らかにした。日本政府も財政難の折り、米軍や地元政治家の要求だけで、気前よく一六〇〇億円もかかる事業を行う訳はない。返還に向けます「うるさい」沖繩、移転先の港をとの米軍の要求を解決する一石二鳥の方法として、二七年前要求があった岩国の沖合移設を利用してやろうと考えた。沖合移設実現にメドがついた途端、急に活発に動きだした普天間返還。岩国と全く無

関係だと言い切れるだろうか。

「沖繩は気の毒」 ではなく

事業費一六〇〇億円はすべて日本側負担。なぜ他国の軍隊を私たちの税金で強化する必要があるのか。沖合移設は岩国だけの問題ではない。税金のムダ使いでもあり国民全体の迷惑だ。沖繩は基地撤去に燃えている。沖繩が頑張るほど岩国への普天間移転の信憑性が増す複雑な状況の中、昨年山岩国市職労は普天間のある宜野湾市職労と交流、基地撤去へ向けともに闘おうと約束した。「沖繩は気の毒」なのではなく、地域のエゴを越えて手をつなごうと。

滑走路を沖合い1kmに移設したところで米兵の犯罪はなくなる。米軍機の事故や近県に迷惑をまき散らす低空飛行が減るわけでもない。二七年前政治家の作り出した「悲願」は、米軍の「悲願」に化けようとしている。岩国市民は「悲願」など最初から望んでいないのだ。

95年の原潜

篠崎正人
市民ネットワークさせば

朝鮮半島情勢の緊張が話題になって
いた一昨年(九四年)、佐世保、沖繩、横
須賀への原潜入港は五五回(一七隻)
にのぼった。そのうち数時間以内に出
港したケースは、二三回を数えた。佐
世保港だけで見ると一四回(一〇隻)
入港し、その在港日数は延べ四八日(数
時間以内出港七回)であった。

これに対して昨九五年の原潜入港は
三港合わせて四四回(十六隻)。内訳は
次のとおりであった。

- 横須賀 三二回(十五隻)
- 佐世保港 六回(四隻)
- ホワイトビーチ(沖繩) 七回(四隻)

佐世保は、激減(しかも、そのうちの
一隻は退役直前、一隻は故障疑惑、沖
繩も同じ状況(二六回が八回)に。横須
賀だけが前年を上回る入港隻数を記録
したもの、日本全体の入港総数では
ほぼ一昨年(九三年)の水準に減少し

た。

佐世保港では九一年から九三年では
原潜の入港が急増した。しかしその同
じ時期には横須賀への入港は減少して
おり、日本への寄港総数としては凸凹
があるにしても一定の水準を記録して
いる。

旧型に属するスタージヨン原潜の退
役が進み、ロサンゼルス級が主流に
なってきた米原潜の保有状況とも関係
があるのか、今のところはっきりした
理由はつかみ切れない。しかし、一五
一七隻の原潜が約六月間のローテー
ションで日本近海に三、五隻常時配備
されている状況はこの数年間変化がな
いようなので、一時的・局地

的な緊張とは切り離して原潜
の運用理由や変化の意味を考
えた方がいいのかもしれない。

そこで、佐世保港への入港が急増し
た期間、佐世保港に入港したすべての

横須賀増加、佐世保・沖繩は大幅減
グリーン・シーから
ブラウン・シーへ
行動範囲のシフト反映？



米艦船(軍艦も民間船も含め)調べてみ
ると、あるパターンが見えてくる。

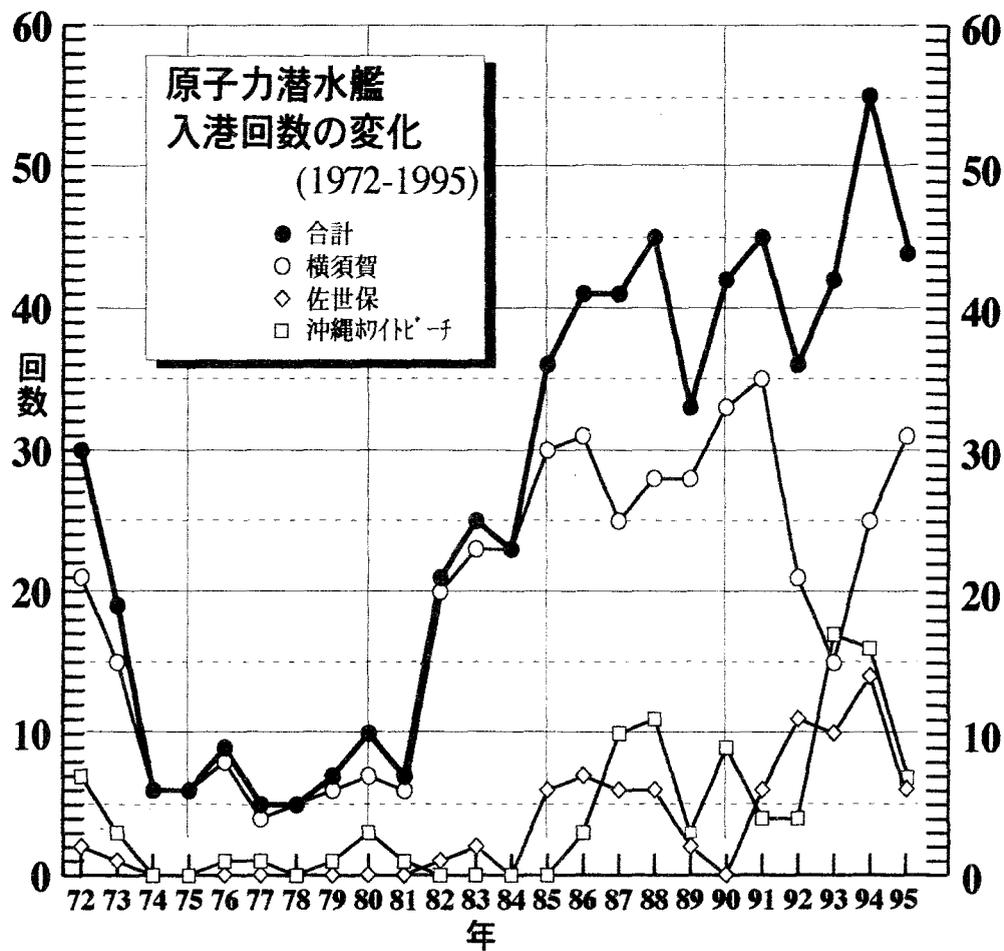
佐世保港に入港した原潜と入港パ
ターンが同じ艦船がないか、パソコン
にお願いして重ね合わせてみると、測
量艦(艦種表記ではAGS)または音響
測定艦(同、AGOS)がびったり合っ
ている。

当初AGSやAGOSについては海
底に設置してある音響監視装置(SO
SUS)の運用と関連があるのではな
いかと思っていたが、SOSUSは運
用が中止されていたことがわかり、同
種艦船の入港目的を調べているところ
だった。

そこで考えたのが、原潜とAGSな
どが同一の目的のために運用されてお
り、そのための情報交換と評価のため
佐世保港(または沖繩)に入港していた
のではないか、という推測である。

このことについて説明する前に、佐
世保の外人バーでかわした会話をひと
つ。

「いまや米海軍だけがブルーシー・ネ
イビーだ。中国海軍はそれに比べると
ブラウンウォーター(沿海)・ネイビー



だ。「では、海上自衛隊は?」「中間を
取ってグリーンシー・ネイビーかな」
「プロム・ザ・シー」という戦略にし
ろ、対中国・朝鮮戦略にしろ、海軍の戦
場は深く広大な海洋を舞台にした対ソ

連艦隊作戦から、浅い大陸棚(グリーン
からブラウン色の海)へ舞台を移した
「対陸上戦闘」へ変わらざるを得ない。
しかしそこは深海にひそみ、密かに移
動することを目的とした原潜にとって

(二二ページへ)

沖縄県による地位協定見直し案(下)

政府への要請事項と説明資料(95・11・4)

4 地位協定第6条に関連し、那覇空港の進入官制業務の日本への移管について、日米間で協議すること。

第六条(航空交通管理・通信)

【条文の骨子】 航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図る。

【問題点】

沖縄の航空官制のうち、那覇空港及び久米島空港の進入官制については、米空軍の嘉手納飛行場との関係で、暫定的に米軍が行うことが合意

され、今日に至っている(昭和四七年五月一五日の日米合同委員会)。このため、那覇空港を北向きに離発着する民間機が低空飛行を余儀なくされる等の影響がある。

【事例等】

平成六年七月一三日、嘉手納進入官制レーダーシステム(嘉手納ラプコン)の故障により、民間機の離発着に影響が出た。

5 地位協定第9条に、人及び動物、植物に対する検疫、並びに人の保健衛生に関して国内法を適用することを明記すること。

第九条(合衆国軍隊構成員等の地位)

【条文の骨子】

軍構成員は、旅券及び査証に関する法令の適用免除。軍構成員、軍属及び家族は、外国人登録を免除。

【問題点】

この条項は国の所管する事項に関連するものであるが、米国人等が入国する場合、あるいは、動物及び植物を入国させようとする場合の検疫や保健衛生に関する規定がない(日米

6 地位協定第十条に関連し、県民が容易に識別できる軍用車両の番号標の基準を示すこと。

第十条(運転免許証)

【条文の骨子】

合衆国の運転免許証は使用可。米軍の公用車は明確な番号標又は個別の記号を付ける。

【問題点】

協定第十条で、米軍公用車には、容

〈ドイツ補足協定〉

○第五四条

伝染病の予防及び駆除並びに植物害虫の繁殖予防及び駆除に関しては、軍の規則が同等か、より厳しい基準を設定している場合を除き、ドイツ法の規定が軍隊及び軍属に適用される。

○米韓地位協定

○第八八条 出入国について規定。日米地位協定と同様。

○第二六条 病気の制圧と予防及び保健、医療、衛生の調整等問題は、合同委員会で解決される。

両なのか特定が難しいとの指摘がある。

【事例等】

平成七年九月議会で、この問題が取り上げられた。

【参考】

〈ドイツ補足協定〉

○第十三条三項

軍により使用される車両、牽引車

7 地位協定第13条を見直し、合衆国軍隊の構成員等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税については、民間車両と同じ税率で課税されることを明記すること。

第十三条(租税)

【条文の骨子】

米軍が日本で保有し、使用し、移転する財産に租税を課さない。米軍からの所得について租税の免除。私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

【問題点】

合衆国軍隊の構成員等の私有車両に対する自動車税は、日米合同委員会での合意に基づく自治事務次官通知を踏まえた、「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条約」に規定された税率により課税されている。この税率は、民間車両に対する自

Table with 2 columns: Tax Category (e.g., 自動車税, 軽自動車税) and Rates for Military Personnel (米軍構成員) and Civilians (民間).

動車税に比べて著しく低く、不均衡となっている。

合衆国軍隊の構成員等の私有車両に対する軽自動車税についても同様である。なお、自動車税についての県の試算では、米軍人等の私有車両に対して民間車両と同じ税率を課した場合、約1億円の増収がある。

【事例等】

合衆国軍隊の構成員等の私有車両に対する軽自動車税については、日米合同委員会での合意に基づく自治事務次官通知を踏まえた、「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条約」に規定された税率により課税されている。この税率は、民間車両に対する自

8 地位協定第17条を見直し、日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁が、どのような場合でも、日本側ができるように明記すること。

第十七条(裁判権)

【条文の骨子】

裁判管轄権について規定。裁判が競合する場合、米側の財産安全に対する罪及び公務執行中生じた罪は米側に第一次裁判権。その他は日本側に第一次裁判権。米側被疑者の身柄は起訴まで米側が拘束する。米側の起訴後の権利について規定。

【問題点】

米兵等による殺人、傷害等公務外の米軍人等による事件については、日本側が第一次裁判権を有しているが、被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、起訴されるまで米側が拘束することになっている。日本の警察が被疑者を取り調べる場合には、米側との調整の上

○米韓地位協定

○第一四条

税金についての規定。日米地位協定と同様。但し、道路の使用についての租税に関する規定はない。

で取り調べが行われることから、取り調べの時間等に制限(一般的には、平日は九時から一七時まで、土日は行わない)がある。

また、平成四年三月及び平成五年七月には、拘束中の被疑者が逃亡する事件も起きており、米軍に対する不信感もあり、被疑者の拘禁が米軍で行われることに対する抗議の声が強く上がっている。

【事例等】

〈米軍人による児童暴行事件〉 平成七年九月四日、本島北部地区で買物帰りの児童を米兵三人が拉致し暴行するという事件が発生した。被疑者の米兵は、県警からの連絡により、基地内で米側の捜査機関に逮捕された。 平成七年九月七日、県警は被疑者の

逮捕状をとり、米側に逮捕の同意を求めたが、米側は、逮捕については拒否、捜査については同意した。

平成七年九月二十九日 那覇地方検察庁は、被疑者の三名を起訴し、同時に被疑者の身柄は日本側に引き渡された。

米軍人による婦女暴行事件
平成五年五月二十九日 嘉手納基地内でトリー基地所属の米兵が日本人女性に暴行。米軍は沖繩署からの連絡を受け、被疑者を禁足処分により身柄を拘束。
平成五年七月七日 トリー基地から被疑者が逃亡。
平成五年七月二十八日 憲兵司令部は、県警に逮捕要請、これを受け、県警が手配中、被疑者が出国したことを確認。
平成五年一〇月二十五日 テネシー州で容疑者を逮捕。沖繩に護送される。
平成五年一〇月二十九日 那覇地検は取り調べを開始。
平成五年十一月十七日 那覇地検は不起訴を決定。理由は公表されていない。

沖繩市スナック強盗傷害事件
平成四年一月七日 沖繩市内のスナックで、米兵三人が店主と従業員に暴行を加え、現金強盗後、逃

走。一人は現行犯逮捕されたが、二人は基地内に逃走。
平成四年一月二十二日 NIS（海軍調査局）は、沖繩署から連絡を受け、嘉手納基地内に逃亡した米兵二人に外出禁止令。
平成四年一月三十一日 NIS（海軍調査局）は、嘉手納基地内に被疑者の米兵の身柄を拘束。
平成四年二月七日 那覇地検は、現行犯逮捕していた二人を強盗傷害罪で起訴。
平成四年三月三日 基地内で身柄を拘束されていた米兵一人が逃走。
平成四年八月二十九日 逃走中の一人をアーカンソー州で逮捕。
平成四年九月十日 那覇地検は、逮捕された一人を起訴。
平成五年三月二日 逃走中の一人をペンシルバニア州で逮捕。
平成五年三月十七日 那覇地検は、逮捕した残りの一人を起訴。

【参考】
NATO地位協定
第七条五項
被疑者の拘禁について規定。日米地位協定と同様の趣旨。
ドイツ補足協定
第二条
逮捕が派遣当局によって行われ、又は逮捕者が派遣当局に引き渡された場合、当局は、拘留をいつでもドイツ当局に移すことができ、特定の

事件においてドイツ当局の拘留移転の要請に対して好意的考慮を払う。拘留が派遣国によって行われる場合、ドイツ当局による釈放、無罪判決又は刑の執行開始に至るまで、身柄はそのまま当局にとどめられる。
【参考】
米韓地位協定
第二条五項
被疑者が軍の手中にある場合は、

【参考】
NATO地位協定
第七条五項
被疑者の拘禁について規定。日米地位協定と同様の趣旨。
ドイツ補足協定
第二条
逮捕が派遣当局によって行われ、又は逮捕者が派遣当局に引き渡された場合、当局は、拘留をいつでもドイツ当局に移すことができ、特定の

9 地位協定第18条を見直し、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族により被害を受けた場合は、公務中か公務外かを問わず、日本国政府の責任で補償を受けられるように明記すること。
【参考】
NATO地位協定
第七条五項
被疑者の拘禁について規定。日米地位協定と同様の趣旨。
ドイツ補足協定
第二条
逮捕が派遣当局によって行われ、又は逮捕者が派遣当局に引き渡された場合、当局は、拘留をいつでもドイツ当局に移すことができ、特定の

10

地位協定第25条を見直し、日米合同委員会の場で、基地の運用に関して関係自治体の意向を聴取することを明記すること。また、日米合同委員会で合意された事項を速やかに公表することを明記すること。

【条文の骨子】
日米の協議機関として、合同委員会を設置する。代表者それぞれ一人。一―二人以上の代理及び職員団。
【問題点】
日米合同委員会で合意された事項（合意議事録）は原則として公表しないこととなっている（日米間で公表することに合意したのみ公表）。しかし、米軍基地の集中する本県では、基地の運用は、県民生活、特に基地周辺における地域住民の生活に大きく関わる問題であるにもかかわらず、当事者である県や市町村等の意向を聴取したことはない。

9

地位協定第18条を見直し、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族により被害を受けた場合は、公務中か公務外かを問わず、日本国政府の責任で補償を受けられるように明記すること。

【参考】
NATO地位協定
第七条五項
被疑者の拘禁について規定。日米地位協定と同様の趣旨。
ドイツ補足協定
第二条
逮捕が派遣当局によって行われ、又は逮捕者が派遣当局に引き渡された場合、当局は、拘留をいつでもドイツ当局に移すことができ、特定の

編集部から●昨年十一月四日、沖縄県が政府に提出した文書は、「日米地位協定の見直しに関する要請」と「地位協定見直しに関する説明資料」からなります。掲載にあたっては要請事項を見出しに、その後説明資料の該当部分を続けるよう再構成しました。



核持ち込み

第五条を見直し、すべての艦船入港に通告義務を

山中悦子編集部

地位協定二五条により「日米合同委員会」が日本政府と合衆国政府との間の協議機関として設けられている。ここで両国はさまざまな件に関して合意事項を持っているがその内容は国民には明らかにされていない。国民の知る権利が保証されない限り基地に起因する事件、事故は後を絶たないであろう。特に核の持ち込みに関する疑惑は常に私たちの生存権や人権を脅かし続けるものであり無視できない。今も存在し続けるこの疑惑はいっ誰が晴らすのか。

人類史上初めての原爆投下体験を持つ日

人類史上初めての原爆投下体験を持つ日

ために一九七五年に「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を行った。それにより入港の外国艦船に非核証明書の交付を求め、応じられない場合は寄港を拒否する制度を実施している。ちなみにこの時点まで四三二隻の入港実績を持つアメリカの艦船は以来入港〇である。

「地位協定」第五條第三項は、米艦船の入港について次のように定めている。

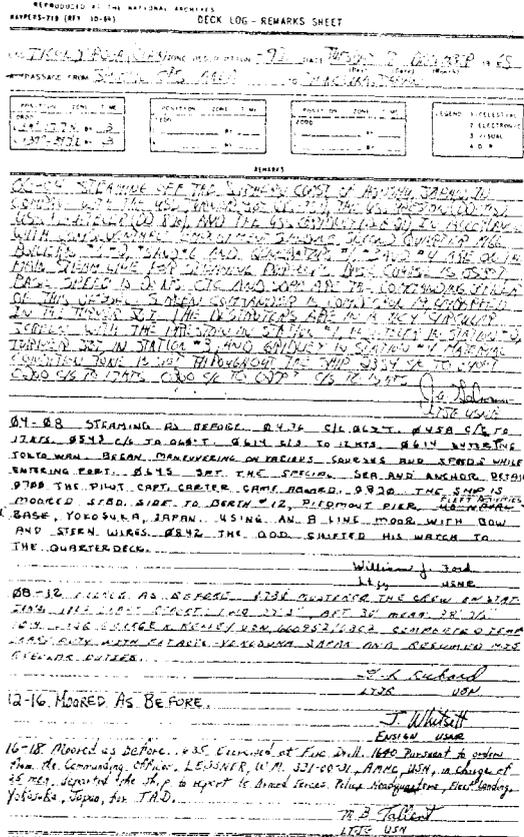
1に掲げる艦船が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。

「港則法」は港の管理者は地方自治体であると定めている。「神戸方式」は、この通告義務とセットになって効力を発揮したと言えるだろう。

地位協定五條を素直に読めば、横須賀や佐世保でも、艦船の入港は「事前通告」が義務づけられることになる。ところが、ここでいう「日本の港」とは神戸のような民間港であり、横須賀や佐世保のような基地は含まれていない、というのが日本政府の解釈。米艦船の基地への入港は「フリーパス」だというのがだ。

これは国際的に見ても異常なことであ

タイコンデロガの航海日誌 (中断し水爆水没の記述)



本では国民のほとんどが核兵器の恐ろしさを知っている。多くの自治体が「非核兵器宣言

都市」であることをみても人々の日本の非核化に対する思いは明らかである。「非核法」は成立していないが大多数の国民は「非核三原則」を当然のことと考えている。しかし、アメリカは核があるかないかを問われれば否定も肯定もしない。これまで核持ち込み疑惑を濃厚にするいくつかの証言や記録あったにも関わらず、(左のコラム参照) 在日米軍基地に果たし

てその核が持ち込まれているのかいないのか、日本政府自身が真偽を確かめた形跡は今日までまだない。基地提供国・日本は基地使用国・アメリカに自国が国是とする非核三原則を遵守する意志を踏みにじられても平然としているばかり。

この状況に異議を申し立てたのは自治体だった。神戸市は港の安全管理を徹底する

核持ち込み 疑惑の事件簿

■ラロック証言 一九七四年米議会でラロック海軍少将が「核能力のある軍艦はすべて核を積んでいて、日本への寄港の際にもこれを降ろすことはない」と証言。

■クレイター証言 一九七八年米議会でクレイター海軍長官が「空母ミッドウェーは核攻撃用航空機の母艦の役割を果たしてきた」と証言。

■ライシャワー発言 一九八一年ライシャワー元駐日大使は新聞社のインタビューに答えて「事前協議の対象となる核の持ち込みとは日米両政府の了解により、核の陸揚げ、設置を意味し、核艦船の日本寄港・領海通過は事前協議の対象外となっている」と発言。

■空母タイコンデロガ水爆搭載機落下事故 事故はベトナム戦争中の一九六五年二月、ベトナム・トンキン湾帰りの空母タイコンデロガが横須

賀に向かって航海中に沖縄の沖合約一三〇キロメートルの地点で起きた。水素爆弾B60を搭載した艦載機A4(スカイホーク)がパイロットもろとも海中に落下。乗務員ウィリアム・レイン氏はタイコンデロガでは艦載機に核兵器を装着し発射位置に付させる訓練をしていたと具体的に証言。この事故は単なる事故というより核持ち込みの事実を裏づける大きな事件と位置づけられるものである。問題はこのタイコンデロガが事故後どこにも立ち寄らず二日後にまっすぐ横須賀に入港していること。核兵器搭載機が事故機一機のみであったとは考えられず、核兵器搭載機を載せたままの空母が横須賀に入港した疑惑は疑うべくもない。真相は国際環境保護団体グリーンピースがアメリカの情報公開制度を活用して一九八九年に明らかにした。

■米空母は核攻撃を遂行し得る能力を供え訓練を怠っていない。空母ミッドウェーには核兵器の組み立て、維持、保存を司る核兵器専門の部署があり、核兵器のための「海軍技術練度検査」にも合格していた。

る。一九八六年に作られた米海軍作戦部長通達「米海軍艦の外国の港への寄港について」によれば、そこ挙げられた一五〇ヶ国の中で、「フリーパス」を与えているのは、日本、韓国、フィリピンの三ヶ国のみ。ほとんどの国は「許可」あるいは「通告」を義務づけている。

が起ったのか。それを私たちが痛いほどにわかったのが一九八九年に、グリーンピースの調査によって明らかになった「タイコンデロガ事件」だった。一九六五年沖縄沖で水爆水没事故を起こした空母「タイコンデロガ」は、その二日後、どこにも寄らずに横須賀に入港した、と「航海日誌」には書かれていた。横須賀に入港記録があ

原子力艦 入港情報

(78)

1995.10.27~12.31

S=原子力潜水艦(原潜) スタージョン級
L=原子力潜水艦(原潜) ロサンゼルス級

- ◇ 10/28 14:44 原潜ホノルル(L) 横須賀を出港。
- ◆ 11/1 08:59 原潜シカゴ(L) 横須賀に入港。
- ◇ 11/4 09:49 原潜シカゴ(L) 横須賀を出港。
- ◆ 11/5 09:55 原潜ブルーフィッシュ(S) 佐世保に入港。
- ◇ 11/11 09:55 原潜ブルーフィッシュ(S) 佐世保を出港。
- ◆ 11/18 13:51 原潜プレマートン(L) 横須賀に入港。
- ◆ 11/20 14:43 原潜シカゴ(L) 横須賀に入港。
- ◇ 11/21 09:59 原潜プレマートン(L) 横須賀を出港。
- ◆ 11/29 13:51 原潜パファロー(L) 横須賀に入港。
- ◇ 12/1 12:59 原潜パファロー(L) 横須賀を出港。
- ◇ 12/2 09:52 原潜シカゴ(L) 横須賀を出港。
- ◆ 12/2 11:57 原潜パファロー(L) 横須賀に入港。
- ◆ 12/2 13:54 原潜プレマートン(L) 横須賀に入港。
- ◇ 12/4 13:56 原潜プレマートン(L) 横須賀を出港。
- ◆ 12/9 14:07 原潜コロンブス(L) 横須賀に入港。
- ◇ 12/13 13:48 原潜パファロー(L) 横須賀を出港。
- ◇ 12/16 11:07 原潜コロンブス(L) 横須賀を出港。
- ◆ 12/18 13:48 原潜パーミンガム(L) 横須賀に入港。

●1995.1.1から12.31までの各地の原子力艦入港数:
()内は原潜

・横須賀	31 (31)
・佐世保	6 (6)
・初伊比	7 (7)
(沖縄・勝連町)	

合計 44 (44)

【訂正】第35号(95.9.20)掲載の本情報(76)に誤り(入港記録の欠落)がありましたので訂正します。

- ◆ 9/19 13:51 原潜イデアボリス(L) 横須賀に入港。

(十三ページから)
は、動きにくい環境である。
そこで、原潜が大陸棚でも自由に動き回れることができるよう、海底地図あるいは海底磁気地図を作製するための運用が九一年から九三年にかけての原潜とAGSなどの入港増につながったのではないだろうか。
この時期には、海上自衛隊の潜水艦や護衛艦との共同演習(日米対潜共同訓練)の前後に、米原潜が佐世保ある

いは沖縄に入港するケースが多かったことから、訓練前後の評価などのために入港していたとおおよその推測はついていいたと思う。
最後に、海上自衛隊の潜水艦関係者の米原潜入港増に対する意見を書いておく。
「冷戦の中では深海に潜み、耳を澄ませ、緊張を数週間あるいは1月以上も



持続することはできたであろうが、連太平洋艦隊が事実上崩壊した今日では、海底に潜み続ける意味も失われた結果、緊張感を失い安易に洋上に浮上し、入港してはいるのではないだろうか。
「日本の潜水艦乗組員は違う!」

核持ち込み問題は、米国の「肯定も否定もしない政策」と「事前協議がない以上核は持ち込まれていない」という日本政府の政策によって形作られた「政治スキャンダル」である。国民の「知る権利」から見ても重大な問題をはらんでいる。
非核三原則が本心に守られているか否かを知ろうとする自治体や市民の前に、「地位協定」第五条に対する日本政府の解釈は、大きな壁となつて立ちどかた。原潜を除くすべての艦船から核が撤去された今も、核持ち込み問題は日本の民主主義の根幹を問いつづけている。
軍港を含むすべての港で「事前通告」を義務づける。すなわち協定五条の本旨に合致するよう解釈と運用を見直すこと。それは日本を本当の非核国にするために、どうしても必要なステップなのである。

れば、核兵器が持ち込まれていた動かぬ証拠がつかめたのである。しかし入港記録は横須賀港の港湾管理者である横須賀市のものには残されていなかった。市長は艦船の入港を、通告されていなかったからだ。結局、「核持ち込み」はもみ消されてしまった。



● 新春に孤高・異端の日本画家田中一村の展覧会に行った。一躍世に知られるようになった10年前のテレビ番組も見だし、最初の展覧会にも行った。

初恋の人に再会したような心持ちで私は作品の前に立った。「絵の実力だけでは決して世間の地位は得られません。学閥と金と外交手段です。私にはそのいずれもありません。絵の実力だけです」。見せるためではなく自分の良心を納得させるために描き、そして死んだ一村。カッコイイ!

● 大晦日はヨコスカの月例デモへ。毎月最終の日曜だから何年に一度はそうなる勘定だが、いやはや何ともなのだ。49の次が50と言う数字自体に特に思い入れは必要ないと思っていたが、結果的にまるで不思議な力が働いたかのような節目の年であった。昨17日は神戸の大地が裂けてから1年、湾岸の空に閃光が走って5年。

● 金融機関救済に何千億、米軍支援に何千億。神戸では沢山の人が避難所暮らし。そして、新宿地下道から機動隊を使ってホームレスの人々を追いつく首都。これが「人間の国か」という小田実さんに全面的賛同。(た)

アニアモイ・ロジェさんの話をきいて



● ムルロアの核実験場で被爆したタビチの労働者、アニアモイ・ロジェさん(47)のお話を12月17日、川崎の集会で話を聞いた。

● ロジェさんがムルロアで働き始めたのは64年。16才の時である。77年まで、建工事や荷役作業に従事。初期の大気圏核実験を目撃した。ムルロアでとれた魚を食べるから健康を害し、今では仕事も止められ、薬をはなせない生活だという。

● 「核実験反対運動はつねにあった。なぜ今になって日本でこんなに盛り上がっているのか不思議だ」。タビチにはロジェさんよりも、もっと重症の人々が治療も受けられずに暮らしているという。

● 12月28日、フランスは5回目の核実験を強行した。あと1回で終わりにすると言う。だが人々の苦しみは

終わらない。仏領ポリネシアの労働者の約4分の1は核実験場で働いている。フランスは自然とともに暮らしていた島々に「核実験のための社会」(市民調査団のグルニエ神父)を作った。その歪んだありようからの離陸は苦難に満ちたものになるだろう。

● 「帰ってからどんないやがらせがあるかわからない」と語るロジェさん。病を押して、勇気を奮って日本まで来てくれたタビチの労働者。反核実験運動の後で、私たちは彼らに何を手渡していけるのだろうか。

(田巻一彦)

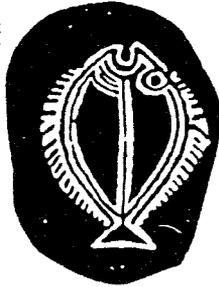
事務所は移転しました。 郵便の宛先をご訂正ください。

● キャッチピースの事務所は昨年7月に移転しています。封筒の差出人や、読者カードが元の「港北区箕輪町」になっているため紛らわしくて申し訳ありません。まだかなりの数の郵便が転送されてきます。間もなく転送期間も切れますので宛先変更をよろしく願いいたします。住所は下の「奥付け」にあるとおりです。

名簿整理のお知らせ

● キャッチピースは会員以外の方にもお送りしています。興味を持って頂けたら好いなと思って(ご迷惑も省みず)勝手にお送りしているのです。ところが郵便料金の値上がりや郵送リストの増加などで、月々の郵送費が大変さびしくなっています。そこで、会員以外の方や長らくご入金いただけていない方につ

いては、次号から、徐々に整理をさせていただきたいと思っておりますので悪しからずご了承ください。引き続き購読ご希望の方は、これを機にご入会いただければ幸いです。



会計報告

(95.10.27~95.11.26)

[収入]

○前月からの繰越し	44,565
○今月の収入	731,221
会費収入	474,000
(内訳) 維持団体	0
維持個人	112,000
参加団体	12,000
参加個人	53,000
通信会員	297,000
カンパ収入	150,270
預金利子	0
資料収入	2,700
運動収入(ほか収益)	104,251

[支出]

●今月の支出	178,027
事務所代(1月)	40,000
水道光熱費	4,447
電話FAX費(2ヶ月分)	9,074
郵送費	56,760
文具・備品	0
印刷・コピー代	51,706
郵便振替等手数料	6,770
雑費	9,270

●次月への繰越し 597,759

*平和資料協同組合(準)の資料収入は別会計とします。

*行動費は行動プロジェクト毎の独立採算となっているため、それにあてはまらない収支のみがこの欄に計上されます。

月刊キャッチピース

No. 38 (通巻117号)

発行●脱軍備ネットワークキャッチピース
連絡事務所●〒222 横浜市港北区錦ヶ丘
10-4 ハイッ幸1-B

☎ 045(433)3483

FAX 045(593)1824 (田巻気付)

編集●月刊キャッチピース編集委員会

郵便振替●00160-7-136148キャッチピース

定価●100円(通信会員年間3000円)

高級住宅街の隅っこに立つ古い木造アパートの一室が我らが事務所。夏は暑く冬は寒い。お金がないといっそう寒い。そんな部屋に郵便振替の通知が次々と届けられています。それもとびつきり熱いメッセージ付き。感謝、感激の日々、御礼申し上げます。ハガキ運動など、運動収益の努力もしていますが、何と云っても会費・カンパがたよりです。今後ともよろしくお願いたします。(会計担当・や)

会費・カンパありがとうございます。
ごぞいます。